住民のための市政を！！

ごうつ民報

日本共産党江津市委員会
電話　５２－２６３３
ＦＡＸ　５２－７２４４
ＮＯ．２４２３
２０２０年１１月１日

桜江町２カ所で開催予定
今後の洪水対応方針（案）の地元説明会

住民の声を受けて説明会を開催

7月の豪雨災害で大きな被害を及ぼした江の川。度重なる災害に被災地域では、堤防整備率が上流の広島県の69％に対して、島根県が12％と低く、整備が進んでいないことから、「人災だ」との声が高まっています。そのため、日本共産党江津市議団の多田伸治市議が9月定例会の一般質問で、「今後の江の川治水」を取り上げ、治水事業の状況や見通しについて被災者をはじめとした地域住民へ説明するよう求めました。

これに対し、市は「国土交通省との共催で、説明会を実施する」「共催のため、開催時期は調整中」と答弁していましたが、10月22日に『江の川下流域における今後の洪水対応方針（案）についての地元説明会』の開催を発表しました。

2年前と「同じ轍」では済まない

説明会は11月8日と15日の2回で、それぞれ桜江町の川越と川戸で開催されます（上枠内参照）。

ただ、2年前の11月に国交省が行った川越での説明会では、同じく災害直後だったにも関わらず30年前の治水計画の概要を説明するのみだったため、具体的な説明を求めて参加した住民から不満が噴出する結果となりました。今回、もし同じ轍を踏むような説明会となれば、「共催」の江津市の責任も問われることになります。

今後の洪水対応方針（案）についての地元説明会

場所・日時
★川越地区体育館
11月８日（日）10:00～12:00
★桜江総合センター３階多目的ホール
11月15日（日）10:00～12:00
問い合わせ先
▽国土交通省浜田河川国道事務所
TEL 0855-22-2480
▽江津市役所建設政策課国県事業推進係
TEL 0855-52-7954

将来を見通せる具体的な取り組みを

治水では、地域・世帯で必要な対応が異なります。そのため質問の際、多田市議が各世帯への説明を求めると、市は「説明会後、アンケート調査・個別ヒアリング（聴き取り）を行いたい」と答弁しました。今後、住民が将来を見通せるよう、住民本位の取り組みの進め方が求められます。

地場産センターで開催
市民の政治参加を考えるフォーラム

10月24日、江津市議会の魅力化推進協議会が主催する『市民の政治参加を考えるフォーラム』が、地場産センターで行われました。

市民と市議会議員が話し合い

今回開催されたフォーラムは、江津市議会の取り組みに市民の声を直接取り入れる機会として企画されました。

新型コロナウイルス感染防止のため定員を30人とし、子育て中の世代も参加しやすくなるよう託児所も設けられました。事前の参加予約は18人でしたが、当日は15人の参加となりました。

参加者の多様な意見

フォーラムでは、▼議会・議員のイメージ▼自分が政治家になったら、何をしたいか▼議員の定数と報酬▼もし、自分が立候補するならば▼女性が立候補する場合の壁の突破などを議論の土台に、4つのグループ（市民2～8人と議員2人）で話し合いました。

話し合い後、各班から意見発表がありました。

●議員報酬は安定していると思うが、若い人が立候補するには、落選した場合のリスクや議員の日常業務のハードルは高いのではないか。多様な人材が集まるよう、議会の情報を伝えることが、議会や江津市の発展につながる。

●議会全体として、よくわからないことが多い。議員の顔はわかるが、どの様に市政につながっているのか情報を伝えてほしい。議員の仕事がよくわからないのが現状である。情報発信については、高校生や女性など、対象を絞って行うほうが良いと思う。よくわからないまま終了時間となった。漠然とした議論になってしまった。

●女性議員を増やしてほしいが、どれくらい資金があれば立候補できるのか。立候補するには情熱と目標を持つことと、家族の協力が必要と思う。

●一市民としては、議会のことを自分のこととして考えることができない。自分自身としては「議員になる」というイメージがわかない。

◇◆◇◆◇◆◇

最後に、森脇悦朗議長が議会を代表してあいさつ。導入の是非を検討している市議会モニター制度に触れつつ、参加へのお礼を述べました。

悩み・困りごと
ご相談ください

森川よしひで
090-7379-1554

多田伸治
090-6014-2259

日本高齢者人権宣言（第一次草案）

日本高齢期運動連絡会

日本高齢期運動連絡会が6月8日に発表した高齢者人権宣言から、前文を掲載します。本文は次回掲載予定です。紙面の制約から内容に影響しない部分を加工しています。

年金者組合島根県本部　執行委員長　河野哲雄

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。

基本的人権（人権）とは、それ無くしては人間として生きていけない生きる基本の保障です。その理念は、人間の尊厳です。尊厳の本質とは、すべての人が価値において平等で、取って代われないことと、一人ひとりが自己決定できるということです。尊厳が保障されたといえるのは、人権が十分に保障されたときにほかなりません。

日本国憲法は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存すること、すなわち平和的生存権を確認し、国民主権、平和主義と並び人権の保障を柱としています。

そして、憲法97条は、人権とは、人類の多年にわたる闘いによって勝ち取ってきたものであると明言し、さらにこの憲法と人権を「不断の努力により保持」（憲法12条）することを国民の義務としているのです。

日本における高齢者人権宣言とは、高齢者や全ての年齢の人々の現在と未来に、希望と輝きをもてる真の長寿社会を創造するための基本原則を掲げるものです。

いま、なぜ高齢者の人権宣言が必要なのでしょうか。

コフィー・アナン元国連事務総長は「アフリカでは、高齢者が1人亡くなると、図書館が1つ消えるといいます」と演説し、世界中のどの地域でもこれは真実であり、高齢者は、過去と現在、そして未来を結ぶ仲介者であり、その知恵と経験は、社会にとってかけがえのない宝だと強調しました。

認知症、障害、病気、寝たきりであっても、すべての高齢者が社会にとっての図書館であり、宝として尊重されなければなりません。

しかし、現実には、日本をはじめとして全世界の高齢者の人権保障は不十分です。日本では少子・高齢化を口実に、公助を基本とし、民営化・営利化を進める社会保障政策により高齢者の生命権、生存・生活権、健康権、文化権等の人権侵害・剥奪が深刻化しています。

世界でも高齢化が急速に進むなかで、とりわけ発展途上国の高齢者の人権侵害が確認され、高齢者の人権保障の重要性が認識されています。高齢化への対応と高齢者への人権保障は、人類が挑戦すべき課題です。

国際連合は、すでに女性、こども、障害のある人の固有の人権を保障する国際条約を制定してきました。日本も批准しています。最後に残されたのが高齢者で、今、高齢者人権条約の制定に向け努力を重ねています。

高齢者一人ひとりの人権が保障されるとは、具体的にどういうことでしょうか。

それは日本高齢者人権宣言に謳われた本文すべての人権が、全面的かつ十分に保障された状態です。

さらに、高齢者の人権保障を徹底することは、すべての年齢の人々への普遍的人権保障を実現し、社会を豊かに発展させることに連なります。

わたしたちは日本政府に、この高齢者人権宣言が掲げる理念、原理、原則にもとづく立法、政策の実現、高齢化・長寿先進国として、国連の高齢者人権条約制定にリーダーシップを発揮することを強く求めます。

わたしたちは、高齢者の人権保障を実現するために、日本高齢者人権宣言を高齢期運動の共通の理念・目標とし、世界中の全ての年齢の人々と連帯した行動をとることを宣言します。

核兵器禁止条約と江津市

10月25日、ついに核兵器禁止条約批准国が50カ国に到達し、来年1月22日の発効が決まったことを心から喜び、今日まで核兵器の全面禁止を訴えて運動を続けてこられた被爆者と運動団体に改めて敬意を表します。

「核兵器は違法」とする画期的な国際条約に、唯一の戦争被爆国の日本政府は冷淡な態度で、加藤勝信官房長官は「我が国とはアプローチが違うので署名しない」と、批准どころか条約そのものが論外と言わんばかりです。しかし、米国の「核の傘」に頼る安全保障政策は、言わば「核戦争待望論」でもあり、許すことのできないものです。

地方議会では、いち早く広島県議会が政府に対し「早期に署名・批准など、条約の実効性を高める主導的な役割を果たすことを求める意見書」を全会一致で採択・提出しました。これは全国的に拡がり、大きな流れをつくり出すと期待されます。

非核平和宣言をした地方自治体は、1600に達しており、全国の90％を超えています。この動きは、国防が国の専管事項ではあるものの、核戦争の危機を前に、住民の生命と財産を守ることを使命とする自治体として、全て国任せにはできないとの姿勢を示したものです。

江津市議会は政府に対して1981年に「核兵器持ち込みに抗議し、非核3原則の法制化に関する意見書」、1982年に「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」を提出。そして、1983年に米ソ戦略核兵器削減交渉が中断し、極東・太平洋地域への核ミサイル配備計画が動くなか、1984年3月議会で「核兵器廃絶と平和都市になることに関する決議」を行いました。これを受けて市役所前に建てられた『非核平和宣言都市・江津市』と大書した看板には、市民の誓い「非核3原則の遵守」市民の願い「核兵器廃絶と恒久平和の達成」とあります。

これらの願いにかなう核兵器禁止条約に対し、市長・議長が歓迎の談話を出し、政府に条約への署名・批准を求める意見書を提出することを望みます。

文責・佐々木忠且

お悔やみ申しあげます

（敬称略）

24日	上住孝男	（97）	黒松町
24日	寺坂ミヤ子	（84）	桜江町坂本
24日	濵松八重子	（87）	都野津町
24日	石原ハツエ	（95）	都野津町
24日	大下マサ子	（101）	清見町
26日	田中絹枝	（93）	桜江町谷住郷
27日	中毅	（88）	嘉久志町
28日	福島フジヨ	（94）	桜江町川越